

～「経営力向上計画」で“稼ぐ力”を強化するチャンス！～

「中小企業等経営強化法」活用セミナー

中小企業・小規模事業者等の「稼ぐ力」を強化し、生産性の向上を目的として、「中小企業等経営強化法（経営強化法）」が今年7月1日に施行されました。本法により、中小企業・小規模事業者の方は、国が定めた指針に沿って「経営力向上計画」を作成し、国からの計画認定を受けることで、減税や金融支援等の措置を受けることができます。本セミナーでは、本法の狙いや中小企業者のメリット、認定支援機関の役割、活用法等について解説します。

中小企業等経営強化法について

① 経営力向上に繋がる計画の立案と認定によるメリット

中小企業・小規模事業者の方は、国が策定した「事業分野別指針」に沿って、「顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し」や、「ITを活用した財務管理の高度化」、「人材育成」等により、経営力を向上して実施する事業計画（経営力向上計画）を作成し、国の認定を得ることができます。

計画の認定を受けた事業者の方は、計画に沿って導入した設備にかかる固定資産税の減免や金融支援等の措置を受けることができます。

② 認定支援機関が果たすべき役割

認定支援機関（土業・金融機関・商工会議所・商工会等）は、中小企業・小規模事業者等による「経営力向上計画」の作成や事業実施を支援します。

日 時 平成28年7月21日(木) 15:00～17:00

会 場 福井商工会議所ビル 地下 コンベンションホール

講 師 経済産業省 近畿経済産業局 産業部 創業・経営支援課 課長補佐 麻野 浩樹 氏

対 象 ・県内の企業経営者・企業幹部の方
・経営革新等支援機関（認定支援機関）の支援担当者の方

受講料 無料（ただし、事前の申し込みが必要です）

主 催 福井県商工会議所連合会 **共 催** 福井県商工会連合会

お問い合わせ・お申し込み

福井商工会議所 経営支援・人材育成課（福井県小規模事業経営支援事業）

TEL : 0776-33-8283 E-mail : keiei@fcci.or.jp



「中小企業等経営強化法」活用セミナー（7/21）受講申込書		お申し込み FAX 0776-50-6789
会社名		T E L () -
住所	〒 -	F A X () -
受講者名①		受講者名②

※ご記入いただいた内容は、福井商工会議所からの各種連絡・情報提供のためにご利用させていただくことがあります。